

重 要 事 項 説 明 書

(介護予防 短期入所生活介護サービス利用契約書)

あなたの申し出によりサービス提供を開始するにあたり、厚生省令第39号第4条によって、わたしたちがあなたに説明すべき事項を次のとおり確認させていただきます。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 鈴鹿聖十字会
法人所在地	三重県三重郡菰野町宿野 1 4 3 3 - 7 4
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 藤 田 隆 太
電話番号	0 5 9 - 3 9 4 - 2 5 1 1
FAX 番号	0 5 9 - 3 9 4 - 0 0 8 1

2 ご利用施設

施設の名称	地域密着型介護老人福祉施設 聖十字四日市老人福祉施設
施設の所在地	三重県四日市市中野町字源内 2 4 9 4 - 1
施設長(管理者)名	大賀 崇宏
電話番号	0 5 9 - 3 3 9 - 2 0 0 0
FAX 番号	0 5 9 - 3 3 9 - 0 0 7 7

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定		利用 定数
		指定年月日	指定番号	
施設	地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	平成 26 年 11 月 1 日	2490200199	29 人
居 宅	短期入所生活介護	平成 26 年 11 月 1 日	2470204781	10 人
	介護予防短期入所生活介護	平成 26 年 11 月 1 日	2470204781	
在宅 介護 サービス センター	居宅介護支援事業	平成 13 年 2 月 1 日	2470200979	25 人
	通所介護事業	平成 13 年 2 月 1 日	2470200979	
	介護予防通所介護事業	平成 18 年 4 月 1 日	24A0201129	

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護保険制度下での介護予防短期入所生活介護事業について、施設利用者に対してそれぞれがおかれている介護および支援の必要な環境等に応じて、利用者自身の選択に基づく保健・福祉サービスを効率的に提供することを目的とします。
施設運営の方針	ヒューマンサービスマネジメントに基づいて、利用者に最も有利なサービスを提供することにより、利用者がその生活において国民としての権利をいささかも制限されず、尊厳をもって安全で、安心して、楽しく、健康に生活していただけるよう配慮し、結果として地域の福祉に貢献することを目指す、運営するものとする。

5 施設の概要

敷 地		2 5 8 3 . 4 4 m ²
建物	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建（耐火建築）
	延べ床面積	1 5 0 3 . 5 0 m ²
	利用定員	2 9 名（入居）＋ 1 0 名（ショートステイ）

（１）ユニット居室

居室・設備の種類	室数	面 積	備 考
居室（個室）	1 0	10.95～11.23 m ²	11.1 m ² （平均値）
共同生活室	1	26.71 m ²	2.6 m ² （一人当り面積）
浴 室	1	6.51 m ²	
ト イ レ	5	2.4 m ²	

（２）主な設備

設備の種類	数	面 積	備 考
相談室	1	9.8 m ²	
事務室	1	23.8 m ²	
医務室	1	7.91 m ²	
調理室	1	32.37 m ²	
ユニット内廊下	4		幅 1.836m

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区 分				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保有資格
		常 勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
施設長(管理者)	1		1			1	1	社会福祉士 介護支援専門員
医 師	1			1				
生活相談員	1		1			1	1	社会福祉士 介護支援専門員
介護職員	17	17				17.0	11	介護福祉士 介護職員初任者研修
看護職員	2	1	1			2.0	1	看護師
管理栄養士	1	1				1	1	管理栄養士
機能訓練指導員	1		1			1	1	看護師
介護支援専門員	1		1			1	1	社会福祉士 介護支援専門員
調理員	5	2		3		2.6		調理師
事務員	2	1		1		1.5		

7 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇等
施設長 生活相談員 看護職員 栄養士 機能訓練指導員 事務員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：００） 常勤で勤務	１ヶ月に８日 １月・３月・５月 ７月・８月・１０月 １２月は９日 年間 103 日
介護職員	早番Ａ（ ７：００～１５：３０） 早番Ｂ（ ７：３０～１６：００） 早番Ｃ（ ８：００～１６：３０） 日 勤（ ８：３０～１７：００） 遅番Ａ（ ９：３０～１８：００） 遅番Ｂ（１０：３０～１９：００） 遅番Ｃ（１３：３０～２２：００） 夜 勤（２２：００～ ７：３０）	
介護支援専門員	生活相談員が兼務します。	
医 師	毎週金曜日	

8 施設サービスの概要

（１）法定代理受領サービスの提供を受ける為の援助

サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 83 の 9 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者へ依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることが出来る旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行います。

（２）介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事の介助 栄養管理	・ 食事の提供に当たっては、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供する。 ・ 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。 朝食 ７：３０～ （食事時間） 昼食 １２：００～ 夕食 １８：００～ 利用者様の生活に合わせて変更がございます。

種 類	内 容
排 泄	・利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供を週に2回行います。（やむを得ない場合、清拭をもって入浴の機会の提供に代える）
離床、着替え整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、心身の状態に合わせた着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、利用開始及び週1回以上実施します。
健 康 管 理	・看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための措置を採ります。 ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
相談及び援助	・当施設は、利用者およびそのご家族からの、いかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うようつとめます。 （相談窓口） 生活相談員：白鳥 猛
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、利用者様に合わせたレクリエーション行事を企画します。 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者およびご家族の状況によっては、代わりに行います。
送迎の実施	・当施設では、ショートステイ利用にあたり、送迎が必要な場合は、施設専用車にて送迎いたします。 ・送迎の実施地域は 四日市市、いなべ市、菰野町、東員町です。

（３）介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
理容・美容	・理容師又は美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
日常生活品の購入代行	・利用者およびご家族が自ら購入が困難な場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。

9 利用料

(1) 施設利用料について

下記の料金表によって、ご利用者様の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居住費及び食費に係る標準自己負担額の合計額をお支払いください。

・併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)

《1日あたりの基本料金》

介護保険対象サービス (単位/日)		
利用者様の要介護度	要支援 1	要支援 2
・併設型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅰ)	529	656
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	22	22
・送迎加算(片道1回利用時)	184	184
施設サービス費(合計) ※送迎加算含まず	551	678
※上記、施設サービス費(各種加算をすべて含む)の単位数の1000分の140に相当する単位数を介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として別途いただきます。 さらに要介護度別の介護報酬に各種加算と、介護職員処遇等改善加算を加えた金額に地域ごとの単価区分(四日市は6級地)1000分の1033を乗じた額が全体の介護報酬額となります。		

※一定以上の所得のある65歳以上の方は介護保険利用者負担が2割・3割になります。負担割合は介護保険負担割合証をご確認ください

注1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)に関しては、施設の介護職員の総数のうち、①介護福祉士の占める割合が80%以上、②勤続年数10年以上の介護福祉士35%以上のいずれかに該当の場合に加算されます。

注2) 長期利用者に対する減額: 連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護を利用している場合、要支援1は26単位/日、要支援2は33単位/日減算します。

注3) 緊急短期入所受入加算: 居宅サービス計画書において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に 行った日から起算して7日を限度として、90単位/日を算定します。

(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日まで)

注4) 支給限度額を超えてのサービスの利用分に関して、超過分は各要介護度の施設サービス費・各種加算の10割(通常、支給限度額内であれば1割又は2割又は3割負担)を請求させていただきます。

* ひと月に複数の事業所を利用した場合は当事業所ではなく他事業所が10割の請求をする場合もございます。

* 超過分をどこの事業所が請求するかは各担当介護支援専門員にお尋ねください。

介護保険対象外サービス（単位：円）		
1. 日常生活費等	居 住 費	1, 9 7 0円／1日
	食 費	朝食 3 4 0円
		昼食 6 8 0円
		夕食 6 3 0円
		1, 6 5 0円／1日

注１） 居住費は、本施設にかかる建設費用、今後見込まれる修繕・維持費用及び光熱水費などをもとに積算しています。また、食費は、食材料費及び調理員の人件費などの調理費をもとに積算しています。

注２） 外出などで、施設での食事を欠食される場合、欠食された分の食費は徴収いたしません。

（ 但し、事前に欠食を申し出た場合に限りです。 ）

《負担限度額について》

所得の低い方の施設利用が困難にならないよう、所得の段階（利用者負担段階）に応じた自己負担減度額が決められており、限度額までの支払いとなります。限度額を超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。特定入所者介護サービス費を利用するためには、市町村に申請をして「介護保険負担限度額認定証」の発行を受ける必要があります。

利用者負担段階		1日あたり居住費	1日あたり食費
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者	880円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額＋非課税年金収入額（遺族・障害年金）が80万円以下の人	880円	390円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額＋非課税年金収入額（遺族・障害年金）が80万円超120万円以下の人	1, 370円	1, 000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋年金収入額＋非課税年金収入額（遺族・障害年金）が120万円を超える人	1, 370円	1, 300円

預貯金の資産要件

第1段階	預貯金が単身1, 000万円以下、夫婦2, 000万円以下
第2段階	預貯金が単身650万円以下、夫婦1, 650万円以下
第3段階①	預貯金が単身550万円以下、夫婦1, 550万円以下
第3段階②	預貯金が単身500万円以下、夫婦1, 500万円以下

配偶者の所得：配偶者の所得は世帯分離後も勘案する → 配偶者が課税されている場合は対象外

非課税年金収入：非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案する。

その他の日常生活費	
・理美容サービス（外部の理美容師による理髪）	要した費用の実費
・口座振替手数料（利用料等のお支払いを口座振替にてお支払いしていただいた場合）	0円／月
・クラブ活動材料費	要した費用の実費
・日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの（栄養補助飲料等）	要した費用の実費

※クラブ活動に関しましては任意の参加になりますので、全ての利用者様からクラブ活動材料費を頂く事はございません。また、費用の額はその都度変動する性質のものであるため「実費」と記載させていただいております。

《社会福祉法人等による利用者負担軽減制度》

市町村が発行する「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」を交付されている方は、上記の利用者負担額の一部を施設が負担する制度があります。

対象となる費用	施設サービス費などの介護保険対象サービス費 + 居住費 + 食費
---------	----------------------------------

（対象者の要件）

市町村民税世帯非課税者であって、次の要件のすべてを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして市町村が認めた方

- ① 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- ② 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

《1 日の施設利用料の概算》（その他日常生活費は含まず）

負担段階別	要支援 1	要支援 2
1 段階	1, 829 円	1, 979 円
2 段階	2, 129 円	2, 279 円
3 段階①	3, 019 円	3, 169 円
3 段階②	3, 319 円	3, 469 円
4 段階（1 割）	4, 269 円	4, 419 円
4 段階（2 割）	4, 918 円	5, 217 円
4 段階（3 割）	5, 567 円	6, 016 円

※上記は社会福祉法人等による利用者負担軽減制度が適用されていない金額となっています。

※上記は介護職員等処遇改善加算、地域区分額が入った金額です。

10 施設利用料のお支払い方法について

《口座振替でのお支払い》

口座振替をご利用の場合は、ご利用者様指定の口座より引き落としさせていただきます。
(口座振替には所定の手続きが必要です。)

《施設の窓口でのお支払い》

施設の窓口にて、直接現金にてお支払いいただく場合は合計金額を聖十字四日市老人福祉施設、事務室窓口にてお支払いいただければ、領収書を発行させていただきます。

《銀行振り込みでのお支払い》

銀行振り込みをご利用の場合は、請求書に記載されている口座にお振込みいただきますよう、お願い申し上げます。

請求書の種類	指定口座
・施設利用料請求書	三十三銀行 菰野支店 普通預金 1133389 社会福祉法人 鈴鹿聖十字会 聖十字四日市老人福祉施設 施設長 大賀 崇宏

※銀行振り込みでのお支払いにて発生する振込み手数料に関しましては、ご家族様負担にてお願いいたします。

11 個人情報保護方針と利用目的

聖十字四日市老人福祉施設は利用してくださる方の個人情報を正確かつ安全に取り扱い保護するために、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行、維持することに努めます。

1. 当施設は個人情報保護に関する規定を定め、全職員が遵守することにより、個人情報の適切な管理に努めます。
2. 当施設は原則として、個人情報を施設の運営・サービス管理・介護サービス費請求・行政機関等からの要請および必要な範囲においてのみ収集いたします。
3. 当施設は原則として、個人情報を外部の第三者には提供いたしません。ただし、ご本人のかかりつけ医や他の介護保険事業所等と当施設との間で、この使用目的の範囲内で診療情報等を共有する場合があります。
4. 当施設は、利用者様からご本人の個人情報の開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当施設の開示手順に従った対応をいたします。また、訂正や利用停止を求められた場合においても審査し、適切に対応いたします。
5. 当施設は、個人情報を安全かつ適正に取り扱うために個人情報保護の管理者を置き、規則の整備・教育啓発活動・監査等を行っております。
6. 当施設は、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を防止するための措置を講じております。
7. 当施設は、個人情報に関して適用される法令その他の規則を遵守するとともに、上記各項における取り組みおよび保護活動を継続的に見直し、改善してまいります。

(利用目的)

当施設では、利用者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取り扱いは万全の体制で取り組んでおります。

1. 施設内での利用

- ①利用者様に提供する介護保険サービス
- ②保険事務
- ③入退居等の管理
- ④会計・経理
- ⑤事故等の報告
- ⑥当該利用者様への福祉サービスの向上
- ⑦サービスの質の向上を目的とした施設内事例研究
- ⑧その他、利用者様に係る管理運営業務（利用者様の呼び出し、面会者案内等）

2. 施設外への情報提供としての利用

- ①他の医療福祉関係者、介護サービス事業者等との連携
- ②他の医療福祉機関からの照会への回答
- ③利用者様へのサービス提供等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合。
 - ④検体検査業務等の業務委託
 - ⑤ご家族等への状況説明
 - ⑥保険事務の委託
 - ⑦審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ⑧審査支払い機関または保険者からの照会への回答
 - ⑨損害賠償責任保険等に係る医療福祉に関する専門の団体保険会社等への相談または届出
 - ⑩その他、利用者様への医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

- ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②サービスの質の向上を目的とした研究
- ③外部監査機関への情報提供
- ④個人情報保護の保全のための遠隔地への保管

※ 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合にはその旨を担当窓口までお申し出ください。お申し出がない場合は同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

※ これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます

1 2 現場実習の受け入れについて

当施設では大学生、専門学校生などの介護現場実習等の受け入れを行っています。利用者様の個人情報におきましては、上記の個人情報保護方針に沿って適切にお取り扱いさせていただきます。また、職員の指導・管理のもと利用者様の身体介護にあたることがあります。

1 3 虐待防止について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。担当者：施設長
- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 6) サービス提供中に、職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4 身体拘束及び行動制限について

当施設は、当該利用者様または他の利用者様等への生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いを行っていきます。

1 5 衛生管理などについて

当施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

当施設は施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施します。

1 6 業務継続計画の策定などについて

当施設は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

当施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 急変時等の対応について

急変時及び心肺停止時等につきましてはご家族様にご連絡の上、救急車等にて救急搬送させていただきます。（ご家族様と連絡が取れない場合も施設の判断にて救急搬送させていただきます）
施設にて死亡診断等は行えませんのでご理解いただきますようお願い致します。

18 ハラスメント行為について

利用者、その親族又は関係者等が職員もしくは他の入居者等に対して、以下に記すような行為を行い、それによって職員又は他の入居者の心身に危害が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合、事業者からの契約解除を申し出る場合があります。

- ① 職員又は他の入居者等に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員又は他の入居者等に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員や他の入居者等に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求など、性的ないやがらせ行為）

19 苦情申し立て窓口

当施設 ご利用相談室	窓口担当者：白鳥 猛（生活相談員） ご利用時間：毎日8：30～17：00 電 話：（059）339－2000 FAX：（059）339－0077
四日市市 介護保険相談窓口	所在地 四日市市諏訪町1番5号（四日市市役所3階） 健康福祉部 介護保険課 電 話：（059）354－8190 FAX：（059）354－8280
三重県 国民健康保険団体連合会	所在地 津市桜橋二丁目96番 三重県自治会館内 電 話：（059）228－9151 FAX：（059）228－5319
三重県 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 津市桜橋二丁目131 三重県社会福祉会館 電 話：（059）224－8111

20 事故発生時の対応

事故発生時の 対応	・当法人は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者および関係各機関ならびにあなたの家族または身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ・当法人は、サービスの提供によりあなたに賠償すべき事故が発生した場合には、天災地災等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、あなたの側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。
事故発生時の 賠償について	・当法人は、万一の事故の発生に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入しております。

2 1 協力医療機関

医療機関の名称	いしが在宅ケアクリニック
院 長 名	石賀 丈士
所 在 地	三重県四日市市山城町 7 7 0 - 2
電 話 番 号	0 5 9 - 3 3 6 - 2 4 0 4
診 療 科	内科・疼痛緩和内科
契約の概要	当施設と上記病院とは、入居者に病状の急変があった場合、即座に連携を取り、医師の指示にいたします。

2 2 協力歯科医療機関

医療機関の名称	にのみ歯科
院 長 名	新美 敦司
所 在 地	三重県四日市市北浜田町 3 - 5
電 話 番 号	0 5 9 - 3 5 3 - 5 8 8 0
入 院 設 備	無

2 3 第三者評価実施状況

実施の有無	有 ・ <u>無</u>
実施年月日（直近実施日）	
実施した評価機関	
評価結果の開示状況	

2 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」「地震防災対策計画」「風水害防災対策計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	保々地区住民および職員住宅居住者と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
防災訓練等 防災設備	別途定める「消防計画」「地震防災対策計画」「風水害防災対策計画」にのっとり年 2 回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個所等
	スプリンクラー	1 9 7	防火扉・シャッター	2
	自動火災報知器	8 1	補助散水栓	4
	誘導灯	2 7	非常通報装置	1
	ガス漏れ警報機	1	非常用電源	1
	カーテン、布団等は、防災性能のあるものを使用しています 防火管理者：大賀 崇宏			
その他	事故等の発生時には、家族、保険者（市町村）へ速やかに連絡します。			

25 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（9：30～16：00）をお守りください。その際は、事務所前の面会カードにご記入ください。
通院時の介添え	外部の医療機関に通院する際の介添え及び車での移動については基本的にご家族様にお願い致します。
外出	外出の際には、必ず行き先や同伴者等を外出届出用紙にご記入の上職員に提出してください。またご本人の心身の状況については、必ず介護、看護職員からご確認ください。
転倒などへの配慮	当施設では原則として身体的拘束や行動制限を行わないため、転倒などの危険性を完全に排除することはできませんが、昼夜とも見守りに注意し事故予防に努めてまいります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	館内は禁煙です。 喫煙は、決められた場所にてお願いします。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金等の管理	居室への現金のお持ち込みは、お小遣い程度の小額の現金に限らせていただきます。貴重品、金品等は事務室にて保管させていただきます。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はご遠慮ください。

***施設利用料（施設サービス費・各種加算・居住費・食費など）については
令和6年8月1日現在の料金を表示しております。**

制定・改訂履歴表

制定・改訂番号	制定・改訂年月日	対 象 項 目	記 事 (改訂時における変更および理由等)
0 1	2014. 11. 01	全 頁	新規制定
0 2	2015. 4. 1	施設長（管理者）名 施設利用料	藤田隆太より石橋一幸に変更 施設サービス費及び各種加算の単位数変更
0 3	2017. 4. 1	職員体制 施設利用料	従業者の人数変更及び勤務時間の変更 介護職員処遇改善加算等の変更
0 4	2018. 4. 1	事業の種類 施設利用料	在宅介護サービスセンターの追加 介護予防短期入所生活介護費の変更
0 5	2019. 10. 1	施設利用料	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）の単価変更 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の追加
0 6	2020. 1. 1	施設長（管理者）名 窓口相談員・苦情受付窓口	石橋一幸より大賀崇宏に変更 日比野和彦より白鳥猛に変更
0 7	2021. 4. 1		介護報酬改定による利用料金の改定等
0 8	2021. 8. 1	施設利用料	特定入所者介護サービス費の変更
0 9	2021. 8. 1	施設長（管理者）名	大賀崇宏より松田和之に変更
1 0	2022. 10. 1	施設利用料	介護報酬改定による利用料金の改定
1 1	2022. 12. 1	理事長（代表者名）	小松幸男より藤田隆太に変更
1 2	2023. 5. 1	施設長（管理者）名	松田和之より大賀崇宏に変更
1 3	2024. 4. 1	施設利用料	介護報酬改定による利用料金の改定
1 4	2024. 4. 1		13号 虐待防止について 15号 衛生管理などについて 16号 業務継続計画の策定などについて 18号 ハラスメント行為について 23号 第三者評価実施状況を追加
1 5	2024. 6. 1	施設利用料	介護報酬改定による利用料金の改定
1 6	2024. 8. 1	施設利用料	特定入所者介護サービス費の変更